

銀杏ヶ丘深高同窓会会則

青森県立木造高等学校深浦校舎同窓会

(名称及び目的)

第1条 本会は、銀杏ヶ丘深高同窓会と称し、事務局を青森県立木造高等学校深浦校舎に置く。

第2条 本会は、下記の会員をもって組織する。

- 1 通常会員 木造高等学校深浦校舎卒業生、深浦高等学校卒業生、鱒ヶ沢高等学校深浦分校卒業生
- 2 特別会員 木造高等学校深浦校舎現教職員、旧教職員、深浦高等学校旧職員、鱒ヶ沢高等学校深浦分校旧職員

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の隆盛発展を助成することを目的とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 会員相互扶助に関する活動
- 2 定期的な親睦会
- 3 母校隆盛発展のための諸活動
- 4 その他必要なこと

第5条 本会は、運営を円滑ならしめるために次の機関を置く。

- 1 総会
- 2 役員会

(会員の権利、義務)

第6条 本会の会員は次の権利、義務を有する。

- 1 本会の総ての活動に参加する権利並びに本会の利益を受ける権利
- 2 役員選挙権並びに被選挙権
- 3 本会の運営において自由に意見を述べ、報告を請求する権利
- 4 本会の会費を納入する義務、並びに決算報告を受ける権利
- 5 本会の決議事項を完全に履行する義務
- 6 会則を厳守しその他本会の完全なる発展に協力する義務

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名以内 理事 若干名 監事 2名
事務局長・庶務会計(事務局)

第8条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 1 会長は本会の会務を総括し、総会及び役員会を招集する
- 2 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はこれを代行する
- 3 理事は会務遂行のための必要な企画運営を行う
- 4 監事は会計を監査する
- 5 事務局長・庶務会計は会務遂行のための事務を行う

第9条 役員は総会において選任する。

- 1 役員の仕事は1か年とし、再選を妨げない。
- 2 役員に欠員が生じた場合には、後任者を選任する。後任者の仕事は、前任者の残任期間とする。
- 3 本会の事務局長・庶務会計は、木造高等学校深浦校舎教職員より会長が委嘱し、総会で承認する。その仕事は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(代 議 員)

第 10 条 本会の円滑な運営のため代議員を置く。代議員は卒業年度ごとに若干名を選任する。

1 代議員は卒業年度ごとに会員との連絡、調整にあたる。

(会 議)

第 11 条 本会に関する事項を審議、執行する機関として、総会、役員会を置く。総会、役員会は出席者により成立し、議決は出席者の過半数をもって成立する。

1 定期総会は毎年 1 回とし、会長がこれを招集する。また、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 役員会は会長が必要と認めたとき、これを招集する。

(会 計)

第 12 条 本会の経費は、银杏ヶ丘同窓会からの助成金、会員の寄付金及びその他の収入をもってあてる。

第 13 条 入会金（終身会費）は、5,000 円とし、银杏ヶ丘同窓会に納入する。

第 14 条 本会の会計年度は、4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 15 条 前年度の余剰金は、翌年度に繰り越す。

(附 則)

第 16 条 本会則中特別の規程のない事項に関しては、役員会の承認を得て会長がこれを処理し、総会において報告する。

第 17 条 本会則は総会における議決により変更することができる。

本会則は総会における議決により平成 20 年 1 月 9 日より適用する。

平成 22 年 2 月 18 日 一部改正

本会則は総会における議決により平成 28 年 7 月 29 日 一部改正

本会則は総会における議決により平成 30 年 10 月 28 日 一部改正

本会則は総会における議決により平成 31 年 4 月 26 日 一部改正